

小牧市地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画修正の根拠

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条第5項）。

また、地域防災計画の作成、修正は小牧市防災会議の所掌事務とされている（小牧市防災会議条例第2条）。

II 主な修正事項

1 災害対策基本法の改正に伴う修正

- ・災害対策基本法の改正（平成24年6月）の際の附帯決議や中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告を踏まえて、平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、必要な修正を行う。

(1) 地区防災計画（p3）

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮（p3～4）

(3) 避難行動要支援者名簿作成等（p5～7）

(4) 避難勧告等に係る知事等の助言（p7）

(5) 被災者台帳の作成、罹災証明書の交付（p7～8）

2 「基本理念及び重点を置くべき事項」を新たに設置

- ・第1編に第4章「基本理念及び重点を置くべき事項」を新たに追加する。
- ・平成25年6月の災害対策基本法改正で災害対策の基本理念が明確化されたことを踏まえ、本市の地域防災計画に、被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方等の基本理念を定める。
- ・平成26年1月の国の防災基本計画の修正において、従来74項目あった「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」が8項目に整理された。これらの項目に本市の地域特性を踏まえ、「重点を置くべき事項」として新たに記載する。（p9～10）

3 想定被害の見直し結果の記載

- ・戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、愛知県がこれまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として実施した調査結果をもとに、建物被害、人的被害など、南海トラフで発生する恐れのある地震の被害想定を記載する。（p11）

4 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等を踏まえ、建築物の耐震化策を拡充することに伴い必要な修正を行う。(p 12～14)

5 交通規制方針、交通規制対象車両の見直し等に伴う修正

- ・警察庁の通達により、交通規制方針、交通規制対象車両の見直し等が行われたことに伴い必要な修正を行う。(p 14～16)

6 水防法の改正に伴う修正

- ・水防法の改正により、地下街における避難確保・浸水防止の規定が拡充されたことに伴い必要な修正を行う。(p 16)

7 特別警報の運用開始に伴う修正

- ・気象庁が平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始したことに伴い、気象警報等の伝達系統等の修正を行う。(p 17～18)

8 指定地方行政機関の名古屋地方気象台の業務の修正

- ・指定地方行政機関の名古屋地方気象台の業務について、「特別警報」の運用等に伴う修正や市町村への技術的な支援・協力を行う業務等を追加する修正を行う。
(p 19)

9 南海トラフ地震防災対策推進計画を位置付け

- ・「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、県内全市町村の推進地域指定を受けて、小牧市地域防災計画を南海トラフ地震防災対策推進計画に位置付ける。(p 20)

10 その他軽微な修正

- ・機構改革に伴う組織名称の変更等 (P 20)

II_1 災害対策基本法の改正に伴う修正

(1) 地区防災計画

【主な修正箇所】 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第2編第1章第1節「防災協働社会の形成推進」

【新旧対照表】

風水害等編 p 3、6 地震編 p 6、9

地震編第2編第1章第1節「防災協働社会の形成推進」

現行（平成 25 年 11 月修正）	改 正 案
(追加)	<p>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) <u>市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p>

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

【主な修正箇所】 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第2編第6章第1節「避難場所の確保（※1）」

第2編第6章第2節「避難所の整備（※2）」

第3編第10章第2節「避難所の開設（※3）」

【新旧対照表】

風水害等編 p 3、14～17 地震編 p 6、17～20、44～46

(※1) 地震編第2編第6章第1節「避難場所の確保」

現行（平成 25 年 11 月修正）	改 正 案
(追加)	<p>1 市における措置</p> <p><u>災害の種類に応じてその危険の及ばない場</u></p>

	所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。
--	---

(※2) 地震編第2編第6章第2節「避難所の整備」

現行（平成25年5月修正）	改 正 案
<p>1 市における措置</p> <p>(2) <u>避難所・避難場所の指定</u></p> <p>ア 市は、<u>住民に身近な施設を避難所に指定するものとともに、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなどを検討しておくものとする。</u></p> <p>(4) <u>避難所の運営体制の整備</u></p> <p>市は、<u>県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(2) <u>指定避難所の指定</u></p> <p>ア 市は、<u>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</u></p> <p>(4) <u>避難所の運営体制の整備</u></p> <p>市は、<u>県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u></p>

(※3) 地震編第3編第10章第2節「避難所の開設」

現行（平成25年11月修正）	改 正 案
<p>4 避難所の運営</p> <p>(9) <u>災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。</u></p>	<p>4 避難所の運営</p> <p>(9) <u>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p>

(3) 避難行動要支援者名簿作成等

【主な修正箇所】 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第2編第6章第6節「要配慮者の安全対策」

【新旧対照表】

現行（平成 25 年 11 月修正）	改 正 案
<p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) (2) (3) 略 (追加)</p>	<p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) (2) (3) 略 (4) <u>避難行動要支援者対策</u> <u>ア 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、地域防災計画に定める。</u> <u>また、災害発生時あるいは災害発生の恐れがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定の締結を検討する。</u> <u>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</u> <u>(ア) 要配慮者の把握</u> <u>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。</u> <u>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成</u> <u>避難行動要支援者名簿の作成は、健康福祉部福祉総務課にて執り行う。その際は、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、健康福祉部等関係部局が保有する各施策の受給者情報を集約し、活用することに努める。</u> 1. <u>避難行動要支援者名簿に掲載する者</u> <u>ア. 要介護 3 以上の介護保険認定者</u> <u>イ. 身体障がい者の等級が 1～3 級を所持する身体障がい者（児）</u> <u>ウ. 療育手帳の判定区分が A、B 判定の知的障がい者（児）</u> <u>エ. 市長が必要と認めた者</u> 2. <u>避難行動要支援者名簿に記載する事項</u> <u>氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電</u></p>

電話番号その他連絡先・避難支援を必要とする理由等を記載する。

3. 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

市で把握していない情報の取得が名簿作成のために必要と認められるときは、災害対策基本法第49条の10第4項にて、関係都道府県等その他の者に対して情報提供を求めることができる。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者名簿に登載される者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を年に1度更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等関係者は下記の者とする。なお、避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対する災害情報の伝達及び避難支援を行うこととする。

ア. 区長

イ. 民生・児童委員

ウ. 自主防災組織

エ. 小牧市社会福祉協議会

オ. 愛知県小牧警察署

カ. 小牧市消防本部

キ. その他市長が認めた団体、個人

(オ) 避難支援等関係者への情報提供

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意の上で、平常時から情報の提供を行う。

情報の提供に際し、市は情報漏えいを防止するための以下の事項を講じる。

1. 提供される名簿については、施錠可能な場所での保管を徹底し、複製の制限等による情報管理の徹底を図る。
2. 避難支援関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に理解してもらい、必要以上に複製しないよう指導する。

	<p>3. <u>区長、民生・児童委員、自主防災組織に対しては、該当地区の情報のみを提供する。</u></p> <p>(カ) <u>避難支援体制の構築</u></p> <p><u>避難支援等関係者は、地域の実情に応じ、避難支援体制を構築する。なお、構築にあたっては、市と小牧市社会福祉協議会が連携して支援を行う</u></p> <p>(キ) <u>避難支援等関係者の安全確保</u></p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援を行うためには、避難支援等関係者の安全確保が大前提となる。市は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるように地域住民全体で話し合いルールや計画を作り周知することで、避難支援等関係者における安全確保の措置も決めておくよう、配慮する。</u></p>
--	---

(4) 避難勧告等に係る知事等の助言

【主な修正箇所】 ※地震編にも同様の記載あり

風水害等編 第3編第9章第1節「避難の勧告・指示」

【新旧対照表】

風水害等編 p 38、39 地震編 p 43～45

風水害等編第3編第9章第1節「避難の勧告・指示」

現行（平成 25 年 11 月修正）	改 正 案
<p>2 市における措置 (追加)</p>	<p>2 市における措置</p> <p><u>(2) 知事等への助言の要求</u></p> <p><u>市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。</u></p>
<p>3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置 (追加)</p>	<p>3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置</p> <p><u>(3) 市長への助言</u></p> <p><u>知事は、市長から避難のための立退きの勧告等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</u></p>

(5) 被災者台帳の作成、罹災証明書の交付

- 【主な修正箇所】 ※ 風水害等編にも同様の記載あり
 地震編 第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達（※1）」
 第4編第1章「民生安定のための緊急措置（※2）」
 第4編第1章第1節「義援金その他資金等による支援（※3）」

【新旧対照表】

風水害等編 p 3、28、51～52 地震編 p 6、31、51、53～54

(※1)地震編第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達」

現行（平成 25 年 11 月修正）	改 正 案
2 市の措置 (追加)	2 市の措置 (8) <u>被災者台帳の作成</u> 被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

(※2)地震編第4編第1章「民生安定のための緊急措置」

現行（平成 25 年 11 月修正）	改 正 案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる<u>災証明</u>について、早期に被災者に交付するものとする。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる<u>罹災証明書</u>について、<u>その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u></p>

(※3)地震編第4編第1章第1節「義援金その他資金等による支援」

現行（平成 25 年 11 月修正）	改 正 案
1 市における措置 (追加)	1 市における措置 (3) <u>罹災証明書の交付等</u> 市は、 <u>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u>

II_2 「基本理念及び重点を置くべき事項」を新たに設置

【主な修正箇所】※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第1編第4章

【新旧対照表】

風水害等編 p1～3 地震編 p3～6

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「人と緑 かがやく創造のまち」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりを目指している本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画、愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から県民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、空港、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークの多重性を確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市・県の相互支援体制を構築すること。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は県と連携し、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

II_3 想定被害の見直し結果の記載

【主な修正箇所】

地震編 第1編第3章「被害想定」

【新旧対照表】

地震編 p 1～3

第2節 地震被害の予測

1 想定地震等

想定地震については、次の地震とした。

(1) 海溝型地震

ア 東海地震・東南海地震・南海地震等（過去地震最大モデル）

イ 東海地震・東南海地震・南海地震等（理論上最大想定モデル）

(2) 内陸型地震

ア 養老—桑名—四日市断層帯

イ 根尾谷断層 岐阜—宮線

2 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予想調査結果（平成23～25年度実施）より、本市に影響を及ぼす地震想定と被害予想結果をまとめた。

なお、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に「過去地震最大モデル」として想定した。また、命を守るという観点であらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波について「理論上最大想定モデル」として想定した。

小牧市の被害予測結果（愛知県 最終発表平成26年5月30日）

区 分	対 象 地 震	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
		最大震度	6弱
死者数（人）	建物倒壊等	*	*
	浸水・津波	*	*
	急傾斜地崩壊等	*	*
	火災	*	*
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	*	*
	合 計	*	*
建物全壊・消失棟数（棟）	揺れ	約 30	約 80
	液状化	*	*
	浸水・津波	*	*
	急傾斜地崩壊	*	*
	火災	約 10	約 40
	合 計	約 40	約 100

「*」：5未満

（※「理論上最大想定モデル」の合計数は、十の位を四捨五入し、端数処理を行っているため、各項目の和に一致しない。）

II_4 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

【主な修正箇所】

地震編 第2編第2章第1節「建築物の耐震推進」

【新旧対照表】

地震編 p11～13

第2編第2章第1節「建築物の耐震推進」

現行（平成25年11月修正）	改正案
<p>第2章 建築物等の安全化 （略） （追加）</p> <p>（略）</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>（追加）</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p>（追加）</p>	<p>第2章 建築物等の安全化 （略）</p> <p>○ <u>大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p><u>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</u></p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 <u>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</u> <u>また、「建築物の耐震改修の促進に関する</u></p>

<p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(1) 既存不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度の適正な施行に努めることとする。</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 (追加)</p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>(追加)</p>	<p><u>法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化を取組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、<u>建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。</u></p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 <u>また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</u></p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の<u>既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等</u>に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(2) <u>民間住宅の減災化施策の促進</u> 県は、旧基準住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）を対象に市の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。</p> <p>(3) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</u> 県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及啓発に努めるものとする。 <u>なお、県は民間の特定既存耐震不適格建</u></p>
--	--

<p>(略)</p> <p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(追加)</p>	<p><u>建築物、防災上重要な建築物及び、県又は市が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業に助成することにより、耐震改修を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p><u>(2) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</u></p> <p><u>南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</u></p>
---	--

II_5 交通規制方針、交通規制対象車両の見直し等に伴う修正

【主な修正箇所】※ 風水害等編にも同様の記載あり

地震編 第3編第8章第2節「交通対策」

【新旧対照表】

風水害等編 p 32～38 地震編 p 36～43

地震編 第3編第8章第2節「交通対策」

1 県警察における措置（全文修正した改正案）

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

◆ 附属資料第6「災害時の交通規制対象路線」

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・緊急自動車

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。 	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	<p>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>	

(4) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物

件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

(9) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

II_6 水防法の改正に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第2編第5章第6節「地階等の浸水対策」

【新旧対照表】

風水害等編 p 12～13

第2編第5章第6節「地階等の浸水対策」

現行（平成25年11月修正）	改 正 案
<p>3 地階等の管理者及び市における措置</p> <p>(1) 避難体制の確立</p> <p>地階等の管理者は、<u>円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。</u></p>	<p>3 地階等の管理者及び市における措置</p> <p>(1) 避難体制の確立</p> <p>地階等の管理者は、<u>利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。</u></p>

II_7 特別警報の運用開始に伴う修正

【修正箇所】

風水害等編 第3編第3章第1節「気象警報等の伝達」

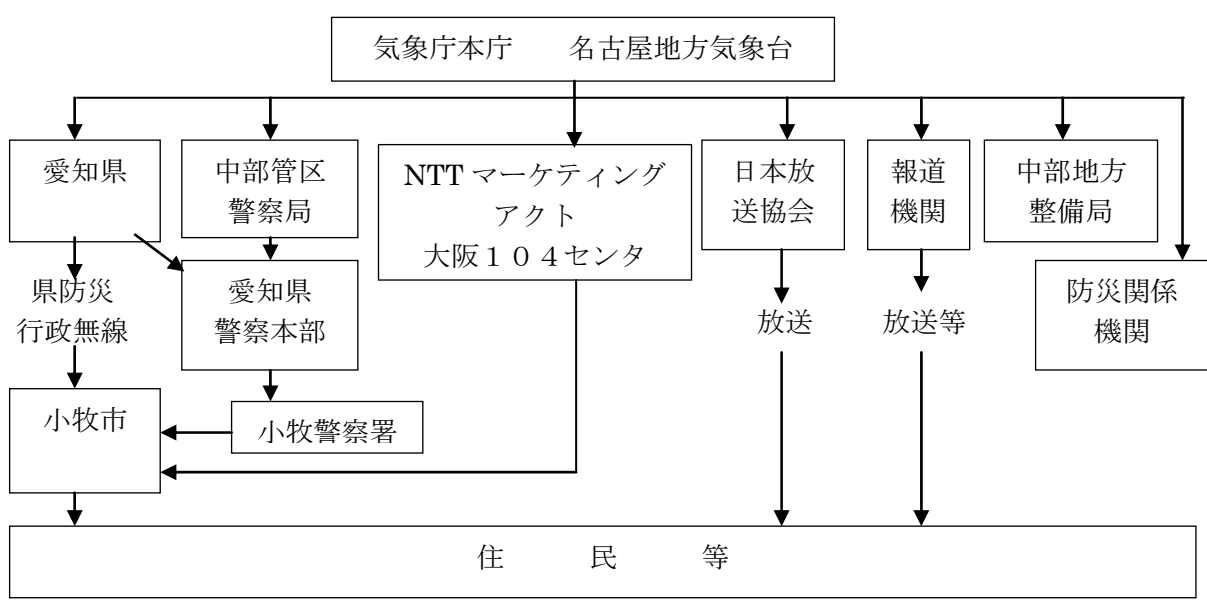
【新旧対照表】

風水害編 p5、27

第3編第3章第1節「気象警報等の伝達」

現行（平成25年11月修正）	改 正 案
(1) 気象・水象に関する <u>予報警報</u> の伝達系統 (次ページの図参照)	(1) 気象・水象に関する <u>特別警報・警報</u> 等の伝達系統 (次ページの図のとおり修正する。)

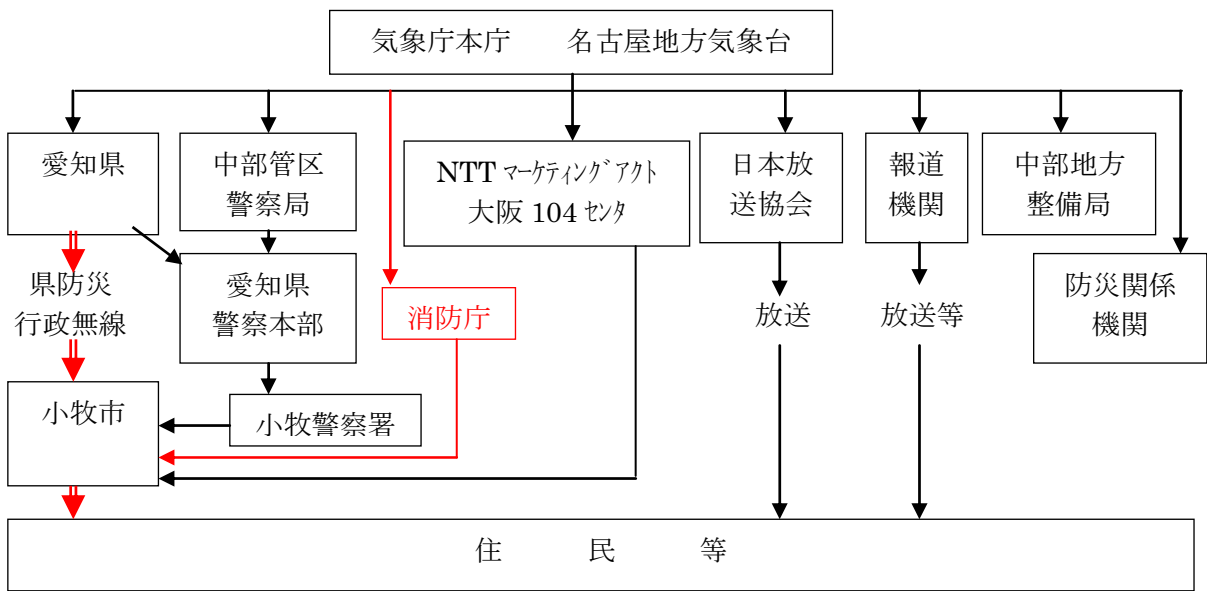
平成25年11月改正



(注)

- 1 伝達方法
名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。
- 2 気象庁本庁から NTT マーケティングアクト大阪 104 センタには、警報についてのみ伝達を行う。

改正案



(注)

- 1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。
- 2 気象庁本庁から NTT マーケティングアクト大阪 104 センタには、警報についてのみ伝達を行う。

II_8 指定地方行政機関の名古屋地方気象台の業務の追加に伴う修正

【主な修正箇所】※ 地震編にも同様の記載あり

風水害等編 第1編第3章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」

【新旧対照表】

風水害等編 p5 地震編 p8

風水害編第1編第3章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」

現行（平成25年11月修正）		改正案	
3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関	
機関名	内容	機関名	内容
名古屋 地方気 象台	<p>ア (略) (追加)</p> <p>イ 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</p> <p>ウ～エ (略) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	名古屋 地方気 象台	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u></p> <p>ウ 気象、地象(地震にあつては、<u>発生した断層運動による</u>地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ <u>市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</u></p> <p>ク <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u></p> <p>ケ <u>県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p>

II_9 南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け

【主な修正箇所】

地震編 第6編第1章第1節「推進計画の目的」

【新旧対照表】

地震編 p 58、59

第6編第1章第1節「推進計画の目的」

現行（平成25年11月修正）	改正案
<p>1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第<u>6</u>条第1項に基づき、<u>東南海・南海地震防災対策推進地域</u>（以下「推進地域」という。）の本市は地域防災計画において、</p> <p>(1) <u>東南海・南海地震</u>に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</p> <p>(2) <u>東南海・南海地震</u>に係る防災訓練に関する事項</p> <p>(追加)</p> <p>(3) <u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では<u>東南海・南海地震防災対策推進計画</u>と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。</p> <p>2 <u>東南海・南海地震</u>防災対策推進地域の指定</p> <p>本市は、<u>東南海・南海地震</u>等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成15年12月17日に指定された。</p>	<p>1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第<u>5</u>条第1項に基づき、<u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u>（以下「推進地域」という。）の本市は地域防災計画において、</p> <p>(1) <u>南海トラフ地震</u>に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</p> <p>(2) <u>南海トラフ地震</u>に係る防災訓練に関する事項</p> <p>(3) <u>関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保</u>に関する事項</p> <p>(4) <u>南海トラフ地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では<u>南海トラフ地震防災対策推進計画</u>と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。</p> <p>2 <u>南海トラフ地震</u>防災対策推進地域の指定</p> <p>本市は、<u>南海トラフ地震</u>等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成15年12月17日に指定された。</p>

II_10 その他軽微な修正

【主な修正箇所】

- ・機構改革に伴い、組織名称の変更。
- ・孤立防止用無線電話の記述の削除。
- ・災害用伝言ダイヤル→災害用伝言板（web171）へ表記の変更。
- ・社名の変更。（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ→株式会社NTTドコモ等）